

令和9年分

公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(申告書)は、所得税の課税対象となる方、または住民税の課税対象となる可能性がある方にお送りしています。(税制改正により、申告書の提出対象が拡大されました。)

申告書が同封されている方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和9年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

年金を受けている方の年齢		支払われる年金の見込額	
		所得税	住民税※
65歳以上 (昭和38年1月1日以前に生まれた方)	◆老齢基礎年金の受給対象の方	137万円	71万円
	◆上記以外の方	214万円	148万円
65歳未満の方(昭和38年1月2日以後に生まれた方)		164万円	98万円

※対象拡大部分(一定の基準によりお送りしているため、住民税の課税対象とならない場合でも届くことがあります。)

■ 申告書の提出期限は、
令和8年10月30日(金)です。【厳守】

※令和8年8月3日現在の情報に基づき、送付対象者の判定を行い作成しています。

- 転居された方は旧住所でお送りしている場合があります。
- お送りした申告書に記載されている前年の申告内容と変更がある場合は、同封の「令和9年分 扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」の記入要領をご参照の上、ご申告をお願いします。

申告書が同封されていない方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和9年中に支払われる年金の見込額が上記の金額未満の方。
- 遺族や障害の年金を受けている方(非課税のため)

ご不明な点があるときは

申告書の発送直後は、電話が大変混み合いますので、同封の手引き「よくある質問Q&A」や、ホームページもご利用ください。

お問合せの前に
こちらも
ご覧ください

同封の冊子

「令和9年分
扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」

KKR
ホームページ

ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q&A ▶
年金を受給されている方向けQ&A ▶ 年金にかかる税金

